

公益財団法人佐賀県市町村振興協会災害支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会（以下「この法人」という。）の定款第4条第1項第2号の規定により、災害が発生した佐賀県内の市町に対し、災害支援金（以下、「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援金の財源)

第2条 支援金は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）の収益金をもって、佐賀県がこの法人に交付する交付金を財源とする。

(交付対象市町)

第3条 支援金の交付対象市町は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に指定された災害の発生した市町、又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次により算定するものとする。

(1) 住家全壊被害1棟につき2万円

なお、大規模半壊、半壊及び一部損壊は2棟、床上浸水は3棟をもってそれぞれの住家が全壊した1棟とみなす。

(2) 死亡者及び行方不明者1名につき5万円

2 支援金の額は、1市町の上限額を1千万円とする。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項がある場合には、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月8日から施行し、平成31年4月1日以降に発生した災害にかかる支援金から適用する。